

令和6年度 先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金事業運営業務委託 企画提案コンペに係るご質問及び回答

番号	資料名	項目	ご質問	回答
1	業務委託仕様書	3 (1) (ii)	「相談窓口の設置について、8:30~17:15を開設時間とすること」とあるが、開設時間の調整は可能か。(9:00~17:30等)	観光関連事業者等からの問い合わせ対応時間として適切な時間帯であれば、県との協議により開設時間を調整することができます。
2	業務委託仕様書	3 (1) (iii)	「相談窓口業務に関しては記録を残し、原則毎日、県に報告を行うこと」とあるが、貴県が想定される記録や報告とは、具体的にどのようなものか。	観光関連事業者等からの問い合わせについて、日時、相手方、対応者、問い合わせ内容、回答の内容をメール等によりご報告いただくことを想定しています。
3	業務委託仕様書	3 (3)	「次年度以降に地域がブランディング・プロモーションの企画や実施、宿泊旅行商品の造成をすることを視野に入れること」とあるが、当業務において、貴県が想定される目標はどの程度か。(具体的な商品化の打ち合わせを個別の旅行会社と行う必要があるのか、等)	本業務は、地域が「先駆的で持続可能な観光地の構築事業計画」(以下、「事業計画」という。)を着実に実現できるよう支援するものであり、単に旅行商品の造成を目的としている訳ではありません。 したがって、令和6年度(7年度)の目標は、当該年度以降も事業計画の実現に向けて、地域が継続的に観光地づくりに取り組んでいく状態にすることです。
4	事業全体概要	① (iii)	「事業対象とする地域の範囲は同一市町及び地域DMO単位とする」とあるが、事業主体の形態が異なる場合、エリアの重複が発生しても問題ないという認識でよいか。 (例:伊勢市と伊勢志摩エリアのDMOを同時に支援する等)	お見込みのとおり

5	事業全体概要	③	<p>「採択案件 4 案件を想定 ※1 案件あたり最大 2 億円」とあるが、1 事業者あたりの補助金額に上限はあるのか。（例えば、1 事業者のみで 2 億円すべての補助額を申請した場合、他の事業者は補助申請が受けられないとの認識でよいか。）</p>	<p>1事業者あたりの補助金の上限は設けていません。（1事業者のみで2億円すべての補助額を申請した場合、他の事業者は補助申請が受けられません。）</p>
6	事業全体の流れ「補助金交付決定まで」	3. 審査【採択要件】	<p>「施設改修や旅行商品の造成にあたり県産品の使用を求めること」とあるが、ここでいう「県産品」として、貴県が具体的に想定されているものがあるか。 例：食品原材料、建物の部材等</p>	<p>質問者が例示に挙げたものを想定しています。</p>